

## ○出願上の注意事項

- (1) 市販の封筒を使用し、出願書類を同封のうえ、書留郵便にて送付してください。
- (2) 出願書類が不備なものは受け付けることができません。
- (3) 一旦受け付けた出願書類は、如何なる理由があっても返還できません。
- (4) 出願書類受付後の志望学科・系の変更はできません。
- (5) 学科の募集状況により、希望される学科について相談させていただく場合があります。
- (6) 受験票の郵送は行いません。
- (7) インターネット出願サイトで出願内容の登録及び検定料の支払を行っただけでは、出願手続きは完了になりません。  
出願書類が出願期間内に郵送されていない場合は、出願を受理できませんので、ご注意ください。
- (8) 出願最終日の登録受付は、18時までとなります。

## ○合格発表

- (1) インターネット出願サイトのマイページ内で合否発表を行います。
- (2) 学内掲示は行いません。
- (3) 合否についての電話、電報、郵便等による問い合わせには応じません。

## ○入学手続

- (1) 納入期限

**前 期（入学手続時）一次手続（入学金）**      **後 期（10月納入）**  
**二次手続（前期学費等）**

- (2) 入学手続きの詳細は、インターネット出願サイトのマイページ内で合格発表の際にお知らせします。
- (3) 出願時に特別奨学生選抜を希望し採用された方は、特典として在学4年間の授業料の全額または半額（奨学生：就学サポートは、以下の申請方法参照）が免除されます。  
ただし、在学中の成績が著しく低下した場合は、奨学生としての資格を停止することがあります。
- (4) 入学手続時納入金及び在学中の学納金については、P.23の納入金の通りです。
- (5) 補欠合格候補者には合格発表と同時に「補欠通知書」を送付します。なお、補欠合格候補者は合格者の入学手続状況により、欠員が生じた場合のみ合格者として取り扱われます。補欠者に関するお問い合わせには一切応じません。

## ○入学試験合格後の奨学生（就学サポート）申請方法

奨学生（就学サポート）の申請条件は以下のとおりです。

- (1) 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者の場合、収入841万円以下（又は、給与所得者以外の者は所得355万円以下）であること。※2018年度実績
- (2) 奨学生（就学サポート）として合格された方には、奨学生（就学サポート）学費減免申請書を郵送しますので、期間内に提出してください。
- (3) 申請書類
  - ① 奨学生（就学サポート）学費減免申請書
  - ② 平成30年（2018年）給与所得の源泉徴収票または所定の確定申告書（給与所得以外）
  - ③ 家族（1世帯）の住民票

※以上の書類が提出されない場合は、学費減免が受けられませんのでご注意ください。

また、奨学生として採用されなかった方については、総合的な評価の結果により推薦入試及び一般入試での合格となります。